

南島原にゆーす

☎ 加津佐教育振興班 ☎050(3381)5194

はじめてのガーデニング教室



家庭で簡単に出来るガーデニングの基礎講座です。ハボタンの種まきから定植までを楽しみながら学びましょう。

☎ 8月7日(水)、8月28日(水)、11月6日(水)
午後2時～午後4時(全3回)

☎ 加津佐公民館

☎ 500円(材料代)

☎ 15人(市内に在住または勤務する人)

● 持参品/軍手、スコップなど

※詳しくは、決定通知でお知らせします。

☎ 電話で申し込んでください。

☎ 7月19日(金)

※定員を超えた場合は抽選になります。



南島原にゆーす

☎ 生涯学習課 ☎050(3381)5082

親子でできるくツアー in 妙見岳



ジオパーク(大地の公園)の専門家、寺井先生の話聞きながら、南島原の地形について親子で学習しませんか?

● 講師/寺井 邦久氏(ジオパーク専門家、気象予報士)

☎ 7月28日(日) 午前10時～

☎ 雲仙妙見岳ほか

☎ 大人610円、子供310円(ロープウェイ片道代)

☎ 40人(市内小学生とその親)※小学生のみの参加も可

● 持参品/筆記用具、弁当、お茶など

☎ 各学校に申し込んでください。

☎ 7月11日(木)

※定員を超えた場合は抽選になります。

南島原にゆーす

☎ 生涯学習課 ☎050(3381)5082

～親子で着よう～ ゆかた着付け教室



今年の夏は親子で浴衣を着てみませんか。ひとりでの参加もOKです。

● 講師/松尾すわ子氏

☎ 7月26日(金)、8月2日(金)

午後7時30分～午後9時30分(全2回)

☎ 西有家総合学習センターカムス

☎ 無料

☎ 25人(市内に在住または勤務する人)

● 持参品/着付道具、浴衣、帯

☎ 電話で申し込んでください。

☎ 7月19日(金)

※定員を超えた場合は抽選になります。



南島原にゆーす

☎ 生涯学習課 ☎050(3381)5082

長崎県立大学地域公開講座

アンチエイジングのための食事学



人間の老化は必ず起きるもの。アンチエイジングのための食生活を分かりやすくお話します。いつまでも若々しくありたいと願う人にはお勧めです。

● 講師/長崎県立大 栄養健康学科教授 武藤 慶子氏

☎ 8月5日(月) 午後2時～午後3時30分

☎ 原城オアシスセンター

☎ 無料

☎ 50人(市内に在住または勤務する人)

☎ 電話で申し込んでください。

☎ 7月19日(金)

※定員を超えた場合は抽選になります。



インターネットを使った選挙運動ができるようになります

☎ 選挙管理委員会 ☎050(3381)5020

インターネット選挙運動解禁に係る公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、次の国政選挙からインターネット選挙運動が解禁されます。



インターネット選挙運動とは?

インターネットの普及によって、選挙運動期間中の候補者情報の充実や、有権者の政治参加を図るため、インターネットを利用した選挙運動が解禁されます。

インターネット選挙運動で「できること」

● ウェブサイトなどを利用する選挙運動

● 電子メールを利用する選挙運動(注)
(候補者、政党などに限る)

<選挙運動用電子メールの送信先>

選挙運動用電子メールは、次の場合に送信できるとされています。

① 選挙運動用電子メールの送信の求め、同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した人

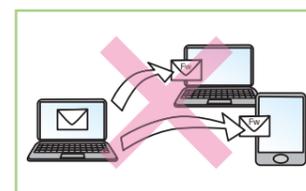
② 政治活動用電子メール(普段から発行しているメールマガジンなど)の継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかった人

● 政党などの選挙運動用ウェブサイトに直接リンクする政治活動用有料広告の掲載(政党などのみ)

		ネットで選挙運動が出来る人		
		候補者	政党	一般有権者
解禁される情報発信方法	ウェブサイト	○	○	○
	SNS*	○	○	○
	電子メール	△(注)	△(注)	×
	有料ネット広告	×	○	×

*SNSとは、人と人のつながりを支援するインターネット上のサービスです。

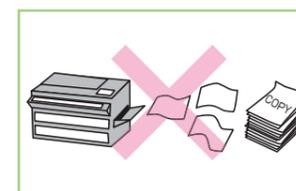
禁止行為 ～以下の行為は処罰の対象となります～



有権者が電子メールを使って選挙運動すること



未成年者の選挙運動



ホームページや電子メールなどを印刷して配布すること



選挙運動期間以外に選挙運動すること



候補者に関し虚偽の事項を公開すること



氏名などを偽って通信すること



候補者に対しての悪質な誹謗中傷行為



候補者などのウェブサイトを変更すること

成年被後見人の選挙権が回復

今年5月、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、公布されました。これにより、7月以降に公示・告示される選挙から、成年被後見人の選挙権、被選挙権が回復されます。

